

「障がい者就労支援ガイドブック」を作成しました！！／



©2014 大阪府もずやん

障がいのある人が一般企業へ就職すること・
安心して働き続けることを叶えるために、
支援者としての心構えや、就労支援に役立つノウハウを
盛り込んだガイドブックを作成しました。



初任者におすすめ！

読みやすい！

すぐ使える！



就労移行支援事業所・
就労定着支援事業所向け

就労継続支援事業所
(A型・B型)向け



対象者

障がい者の就労支援に携わる方

- ・ 就労移行支援事業所の支援者
- ・ 就労定着支援事業所の支援者
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)の支援者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの支援者
- ・ 指定特定相談支援事業所の支援者
- ・ 支援学校の進路指導の担当者
- ・ 市町村障がい福祉関係課の担当者

など

ガイドブックのダウンロード

ダウンロードはこちらから：[大阪府ホームページ「障がい者就労支援ガイドブック」](#)

大阪府 障がい者就労支援ガイドブック

検索

スマホ・タブレットからも
ご覧いただけます。



ガイドブックの内容(目次)は
次ページ(裏面) →

©2014 大阪府もずやん



問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ

TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

就労移行支援事業所・就労定着支援事業所向け

- 序章 就労支援員としての心構え
- 第1章 就労までの流れ
 - ① 入所
 - ② 個別支援計画の作成(入所から就労前実習まで)
 - ③ 面談のポイント(就労支援で使えるテクニック)
 - ④ 所内訓練
 - ⑤ 体験実習
 - ⑥ 教えて社長！！～企業の視点から～
 - ⑦ 求職活動
 - ⑧ 就労前実習
 - ⑨ 就労・定着
- 第2章 地域連携
- 第3章 就労支援の「Q&A」
 - ・ 利用者のモチベーションを上げるには？
 - ・ 早期就職を希望する方への対応は？
 - ・ ビジネスマナーは不十分だが「仕事ならできる」と言う方への対応は？
 - ・ やりたい仕事がコロコロ変わってしまう方への対応は？
 - ・ 要求、要望が多い方への対応は？
 - ・ ハローワークはどう活用すれば良い？
 - ・ 障がい者枠と一般枠って何が違うの？
 - ・ 地域の支援機関とのつながりを作る良い方法は？
 - ・ 障がいの理解や受け止め方、良い伝え方は？ 他
- 第4章 大阪府の取り組み
- 第5章 参考資料集

就労継続支援事業所(A型・B型)向け

- 第1章 就労継続支援事業所として
- 第2章 支援者としての心得
- 第3章 日中活動から
- 第4章 地域連携
- 第5章 当事者・家族にとっての「就労」
- Q&A
 - ・ 日中活動で精一杯です。就職活動はどうすればいいですか？
 - ・ 支援者に就労支援の経験がありません。どのように支援を進めていけばいいですか？
 - ・ 一般就労につながれば利用者が減ります。運営はどうしたらいいですか？ 他
- 事例集
 - ・ 日中活動を通じて再就職をサポートした事例
 - ・ 就労継続支援事業所を利用中の一般就労へのモチベーション維持
 - ・ 社会復帰イメージを一緒に描いた個別支援
 - ・ 企業の立場に立ったアセスメントの必要性を学んだ事例
 - ・ これで良かったのか？という気持ちが残る事例 他
- 大阪府の取り組み
- 障害者総合支援法等の改正について(情報提供)
- 参考資料



©2014 大阪府もずやん

重度障がい等がある方へ 通勤支援や職場等における支援を実施します！

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

対象者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている方

支援対象範囲

就労形態	支援種別	対象範囲
民間企業に 雇用されている方	通勤支援	独立行政法人 高齢・障害求職者雇用支援機構(JEED)の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(※)を活用しても、雇用継続に支障が残るとしてさらに支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援が受けられます。
	職場等における支援	
自営業を されている方	通勤支援	障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援が受けられます。
	職場等における支援	

※ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金による支援の対象範囲(職場等における支援の例)

: PC等情報処理機器の準備・調整、情報アクセス入力、代読・代筆・録音図書の作成、業務上の移動・外出に係る付き添い等

事業の実施有無や、利用者の負担額等の詳細は市町村によって異なります。

【参考】令和6年度実施市町村:大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、池田市、泉大津市、富田林市、和泉市、箕面市

問合せ先

- 本事業の利用を希望する方がお住まいの市町村
- 大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ
TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府工賃向上計画支援事業

働く障がい者を支援されるみなさんをサポートする大阪府の取り組みを紹介します。
ホームページやメールマガジンでも情報発信をしていますのでぜひご覧ください。

大阪府工賃向上計画支援 ホームページ
<https://l-challe.com/kouchin/>



取り組みのご紹介

1. 計画づくりや計画を効果的にすすめるための 相談窓口を設けています

大阪府工賃向上計画支援事業では、工賃向上に向けた福祉施設の取り組みを支援するため、電話での常設相談窓口を開設しています。工賃向上をすすめるにあたっての様々な課題や悩み事についてお聞きしています。また、必要に応じて経営コンサルタントや技術支援者等の専門家の派遣も行っております。事業についてのお尋ねも常設相談窓口にお問合せください。

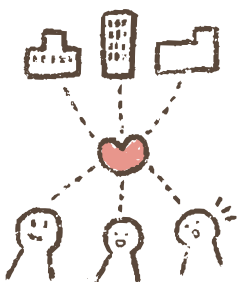
☎ 06-6949-3551

お気軽にお電話ください



2. 共同受注窓口の運営

受発注コーディネーターを配置して、企業や官公庁からご依頼いただいた仕事を府内の福祉施設とつないでいます。請負作業や製品の出店販売などさまざまなお仕事について取り扱っています。また、府内にある他の共同受注窓口との連携を進めるため、市町村共同受注ネットワーク会議を開催しています。まだご参加でない共同受注窓口の方はぜひご参加ください。



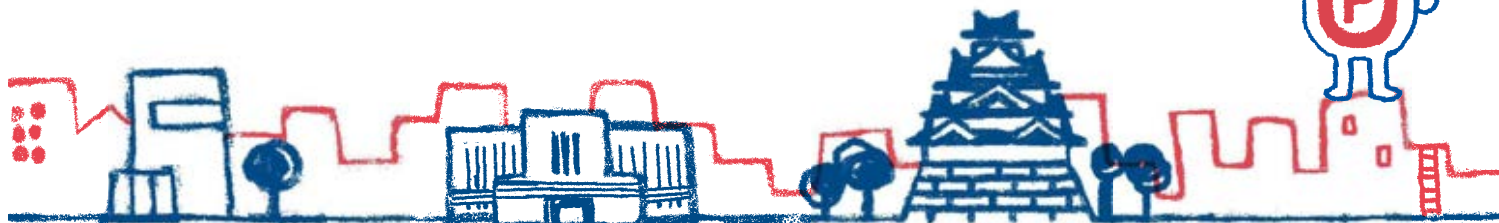
ー おおさか障がい者 就労施設ガイドって？



“おおさか障がい者就労施設ガイド”は府内の障がい者施設で取り組まれているお仕事を紹介しています。
(※掲載は施設からの届出による。掲載料は無料)
市町村や業務の種類によって検索ができ、お仕

事のパートナーを探しておられる方にとって大変便利なウェブサイトです。

<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>



3.

こさえたんを 広げよう

大阪府では、障がい福祉施設でつくられた製品を「こさえたん」という愛称で呼んでいます。多くの人にこさえたんを通じて働く障がい者の状況や福祉施設の取り組みを伝え、製品の購入や応援をしていただけるよう呼びかけています。



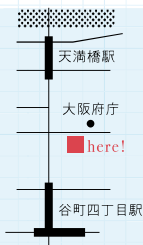
福祉のコンビニこさえたん



大阪府庁別館1階に「福祉のコンビニこさえたん」があります。平成29年4月にオープンして以来、ランチタイムのパンやお弁当の販売、その他焼き菓子や雑貨などの委託品販売でこれまでたくさんの方にご来店いただき製品をご購入いただいています。売り上げも年々伸びて、福祉のコンビニこさえたんは事業における製品販売の拠点として活動しています。なお、福祉のコンビニこさえたんに出品するには事前の申し込み・審査が必要となります。出品の申込情報は、以下の大阪府ホームページで確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/kosaetann.html>

こさえたんweb shop もやっています →
「福祉のおかしの定期便 こさえたんのおやつ」
<https://kosaetan.base.shop/>



福祉のコンビニ こさえたん

営業日時 / 月～金 11:00～17:00
休業日 / 土日祝日
〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前 3-2-12
大阪府庁別館 1 階



こさえたんロゴマークを 活用しよう

福祉施設や製品の販売店等が製品の販売促進などにこさえたんロゴマークを使用する場合にはあらかじめ大阪府に対して申請をして認証を受けることが必要です。ロゴマークの認証は福祉のコンビニに出品する際の要件にもなっています。こさえたんロゴマークの申請につきましては大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課までお尋ねください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsu-shien/kosaetann/rogomaku.html>



こさえたんサポーター 募集中!



こさえたんサポーターは、こさえたんを購入したり、他の人におすすめしたりするこさえたんの応援団となる人です。大阪府ではこさえたんサポーターに登録する人を増やすことでたくさんの人にこさえたんの魅力を知っていただきたいと考えています。あなたもぜひこさえたんサポーターに。周りの人にもおすすめください。

サポーター登録はコチラから→



Facebook



@fbcosaetan

instagram



@kosaetan

こさえたんの
SNS各種

お問い合わせ

エル・チャレンジ共同企業体

〒540-0006 大阪市中央区法円坂一丁目1番18号
TEL : 06-6949-3551 FAX : 06-6920-3522
mail : kouchin@l-challenge.com
URL : <http://www.l-challe.com/kouchin>

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労支援グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府庁別館 1 階
TEL : 06-6944-2095 FAX : 06-6942-7215



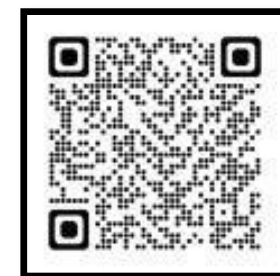
「おおさか障がい者就労施設ガイド」で、府内の福祉施設を紹介しています！

府内の福祉施設の情報を掲載！商品、受注業務、ショップなど、目的別・地域別に検索できます！



<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>

企業や、障害者優先調達推進法に基づく調達をする市町村等に、参考ホームページとして紹介しています。
府内の福祉施設の情報掲載は無料です。



おおさか障がい者
就労施設ガイド

お問い合わせ・掲載の申込み：大阪府工賃向上計画支援事業 事務局（エル・チャレンジ共同企業体）
TEL:06-6949-3551 mail:kouchin@l-challenge.com

1. こさえたんロゴマークについて

平成26年度に、これまで授産製品と呼ばれていた障がい者施設で作った製品の愛称を公募し、

「こさえたん」と名付けました。

また、ロゴマークを作成して「こさえたん」の認知度の向上にも取り組んでいます。

※「こさえたん」とは、大阪弁で「つくる」という意味の「こさえる」からもじった名称です。



<こさえたんロゴマーク使用登録事業所 大募集!!>

各事業所でつくられた製品に「こさえたんロゴマーク」を貼付いただき、「こさえたん」の認知度アップにご協力をお願いします。

○【特典1】事業所で製作した製品にこさえたんロゴマークの貼付が可能！

○【特典2】各事業所 **イチオシの製品** を大阪府ホームページに掲載！！

○【特典3】ロゴマーク登録事業所へ **出店募集** などをお知らせします！！

2. 「おおさか障がい者就労施設ガイド」のご紹介



「おおさか障がい者就労施設ガイド」は、大阪府内の障がい者就労施設(就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター)の情報を掲載しています。

<主な掲載内容>

- ・事業所の基礎情報
- ・事業所のおすすめ製品
- ・請け負うことができる仕事の紹介
- ・販売店の紹介 など

○初期登録を希望される場合は、「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構(大阪府委託事業者)」へご連絡ください。

電話:06-6949-3551

○掲載後は、事業所にてお渡しする「更新方法のマニュアル」を参考に、必要に応じて更新作業することが可能です。

3. 大阪府庁内アンテナショップへの出店事業所募集



府庁別館1F「福祉のコンビニ(こさえたん)」

大阪府庁別館1Fでは「福祉のコンビニ こさえたん(平日11:00~17:00)」を開設しています。府内の各事業所で作られた製品がたくさん販売(委託販売)されています。

事業所で作られたおススメの「焼き菓子」や「雑貨」などの販売先としてご検討ください！

※販売にあたっては審査があります。

こさえたんロゴマークの使用登録申請
「福祉のコンビニこさえたん」での出店
を希望される場合は、

大阪府 こさえたん



「大阪府障がい者サポートカンパニー」登録のご案内



登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
 - (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
 - (3) 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策等への協力又は協力意思があること。
- ※ハローワークに障がい者雇用状況を報告する義務がない企業等も登録できます。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録できます。

- (1) 毎年1人以上障がい者（支援学校等生徒含む）の実習を受け入れていること。（申請日から過去2年間）
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計25万円以上であること。（申請日から過去2年間）
- (3) 法定雇用数を超える障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用
- (4) 登録申請日時時点で大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの大阪府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 - 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援にかかる各種研修事業
 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業
 - 難病患者の雇用
 - 文化芸術活動を活かした障がい者の就労支援事業
 - 手話の普及

※対象融資メニューのご利用には、「優良企業」の登録が必要です。

◆ハートフル企業顕彰（知事表彰）の表彰者選考にあたって、「登録」「優良登録」企業等にはそれぞれ加点があります。

《就労継続支援A型事業所の場合》

※「登録」及び「優良登録」の要件については、ホームページをご覧ください。

大阪府 サポートカンパニー 検索

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、インターネット申請（推奨）、メール、郵送又は持参で提出してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

大阪府 サポートカンパニー 検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-token.html>



登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」を送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《問合せ先》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
TEL : 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
TEL : 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570
大阪市中中央区大手前2丁目
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT支援グループ

障がい者の雇用や就労支援に
積極的に取り組む企業を募集中！

障がい者の「働きたい」を 一緒に応援しましょう！



お問い合わせ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー 検索



「大阪府障がい者サポートカンパニー」制度は、障がい者雇用や就労支援に積極的・先駆的に取り組む企業を障がい者サポートカンパニーとして登録し、その取り組みを広く周知するなど、障がい者の就労支援と雇用の一層の拡大をめざす施策です。

「大阪府障がい者サポートカンパニー」にご登録いただくと

ロゴマークを企業PRに活用していただけます。



ロゴマークは
 ・会社パンフレット
 ・名刺
 ・ホームページ
 等、企業PRにお使いいただけます。

- ・「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」を交付し、ステッカーを配付します。

大阪府ホームページ等で企業名や取り組み内容をご紹介します。

令和4年度優良企業一覧				障がい者雇用の取組					
申請者名称	業 種	事業所の所在地	ホームページ	きっかけ	障がい者のある従業員 の雇用内容	施設・設備の整備	通勤・勤務時間 等の配慮	その他	その他取組 今後の計画等
株式会社A	製造業	大阪府大阪市	www.a.co.jp	障がい者雇用の重要性を認識し、積極的に取り組むこととした。	障がい者従業員10名を雇用し、生産ラインで活躍している。	作業環境の改善、点検・保守体制の整備。	通勤バス、フレックスタイム制の導入。	社会貢献活動の実施。	さらなる障がい者雇用の拡大を目指す。
株式会社B	サービス業	大阪府堺市	www.b.co.jp	障がい者雇用の重要性を認識し、積極的に取り組むこととした。	障がい者従業員5名を雇用し、接客業務に活躍している。	作業環境の改善、点検・保守体制の整備。	通勤バス、フレックスタイム制の導入。	社会貢献活動の実施。	さらなる障がい者雇用の拡大を目指す。

サポートカンパニー交流会やメールマガジンによる情報提供を行います。



「サポートカンパニーの集い」の様子



メールマガジン(サボカン.net)

障がい者の雇用や就労支援に関する施策等の情報を毎月お届けします。配信情報の中には、登録企業様の先進的な取り組み等をご紹介しますサボカンカフェ、共に取り組む仲間・同志と繋がる機会をご提供するサボカン・スクエアもあります。



image

ハートフル企業顕彰(知事表彰)の選考の際、加点対象となります。



ハートフル企業顕彰とは

障がい者の雇用の促進や職業教育に関し、特に優れた取り組みを行っており、その功績が顕著である企業を表彰する制度です。

〈表彰の区分〉

- ・ハートフル企業大賞
- ・ハートフル企業チャレンジ応援賞
- ・ハートフル企業教育貢献賞

さらに「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」として登録されると対象融資メニューにおいて、金利優遇等があります。

対象融資メニュー(令和4年4月1日現在)

- ・りそな銀行 『りそな《エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー》融資制度』
- ・関西みらい銀行 『関西みらい「成長支援」融資』
『関西みらい「ものづくり」企業応援融資』
『関西みらい 設備投資応援融資』
- ・大阪信用金庫 『働き方改革支援融資いきいき』

※詳しくは障がい者サポートカンパニーホームページをご覧ください。

※ご利用については、融資もしくは保証をお約束するものではありません。

※大阪信用金庫「働き方改革支援融資いきいき」については「大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業」も対象となります。

■大阪府ITステーション

～障がい者ICTサポート～

大阪府ITステーションでは、府内の障がい者やそのご家族・支援者を対象として、障がい者のデジタルデバイス解消やICT技術を活用した障がい者の自立や社会参加に向けた「障がい者ICTサポート総合窓口」を設置しています。

ICT機器に関する相談、機器の展示・体験・貸出、訪問支援、ICT講習会などを実施していますのでお気軽にご相談ください。

まずはご相談ください!! TEL 06-6776-1238

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
大阪府ITステーション

〒543-0002 大阪市天王寺区上沙丁4-1
(夕陽丘高等学校附属専門校内1階の一部及び2階)

受付時間：月曜から金曜 9時から16時30分
開館時間：月曜から金曜 9時から17時30分
休館日：土曜・日曜・休日・年末年始

FAX 06-6776-1231
Eメール itshien@itsapoot.jp
WEB http://www.itsapoot.jp

社会福祉法人 大阪府障害者自立支援協会が大阪府ITステーションを運営しています。



大阪府 ICT機器の操作が難しい障がいのある方 そのご家族・支援者向け

(障がいのある方が大阪府内在住であること)

障がい者のICT機器利用をサポートします!



大阪府ITステーションでは、障がいのある方がICT機器(パソコンやタブレット等)を操作しやすくするための支援機器やソフトの相談、支援を行っております。代表的な支援機器やソフトの展示・体験も行っていきますので、お気軽にご連絡ください。ご家族や支援者の方からの相談も可能です。



ホームページ
はこちら!



ICT支援の総合窓口

障がいのある方や支援者からの電話・来所相談対応やICT機器等の情報提供を行います。



機器展示・体験

ICT支援機器を展示しています。障がいに応じた様々な機器の使用体験ができます。



機器貸出

支援機器の利用を検討している障がいのある方や支援者に対し、機器の貸出しを行います。



訪問支援

必要に応じて職員やITサポーターが訪問し、機器の設置や操作指導を行います。



ICT講習会等

障がいのある方や支援者を対象に、ICTに関する講習会等を行います。
(講習会連絡先：06-6776-1241)



大阪府精神障がい者 社会生活適応訓練事業について

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課
就労支援グループ



精神障がい者社会生活適応訓練事業（以下「社適」）とは

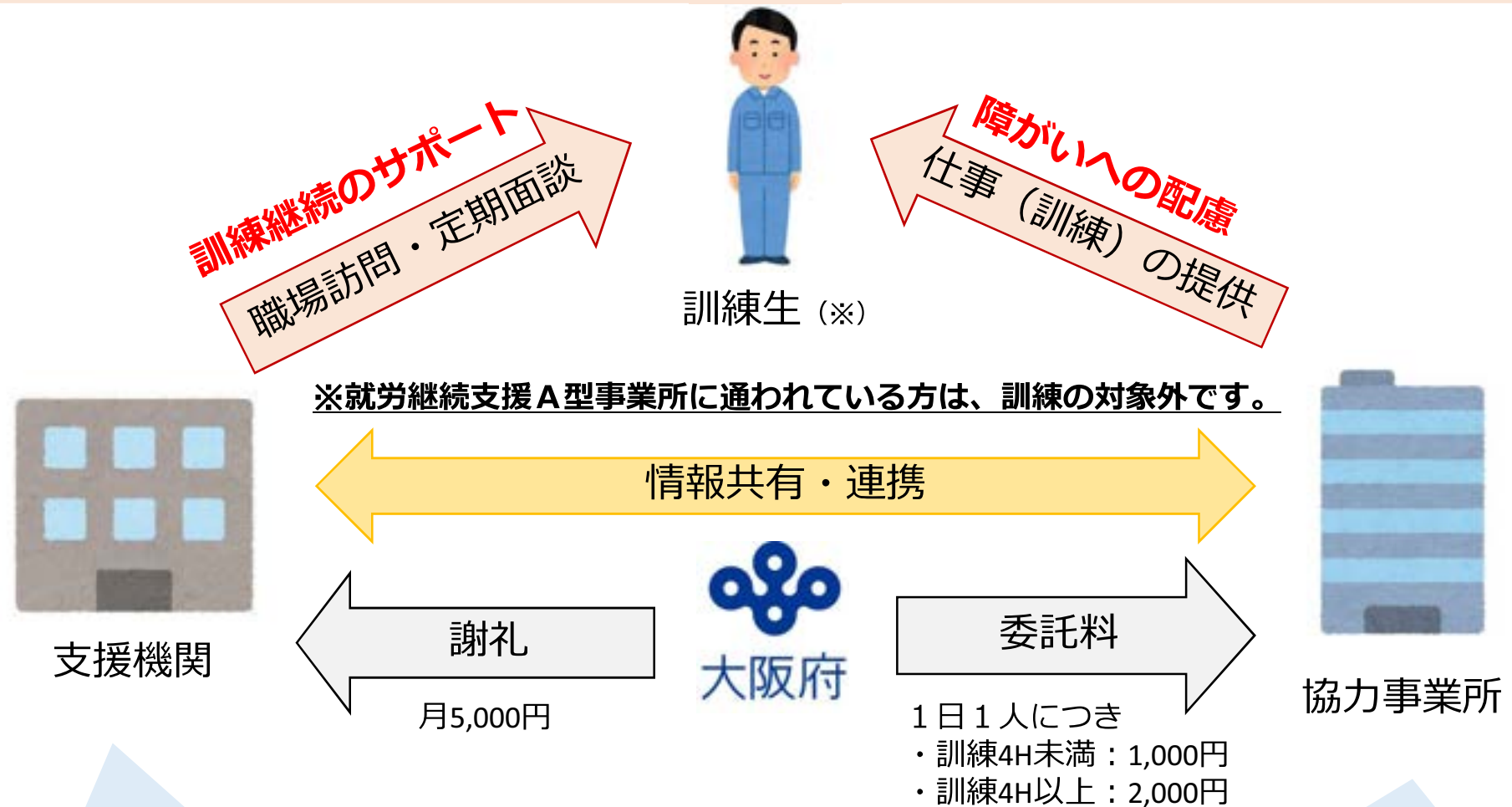
精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、企業などでの仕事を通じて、社会参加や就労に向けた訓練を行うことができる事業です。（原則6ヶ月、最長2年間）

訓練を受けることができる方

次の3つを満たす方が対象です。

- 大阪府内（大阪市、堺市除く）にお住まいの方
- 精神科・心療内科等の医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または自立支援医療が適応されている方

社適の訓練システム



障がい福祉サービス事業所
障害者就業・生活支援センター
地域活動支援センター
デイケア、クリニックなど

精神障がい者の訓練受入れに
理解がある事業所

社適の訓練システム

支援機関への謝礼について

- 支援機関へは、訓練生への支援（協力事業所への訪問、自事業所内での面談等）に対し、大阪府から謝礼（月5,000円）を支払います。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所が支援機関として訓練生の支援をされる場合、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（令和 3 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 2 号）の 2（1）に規定される要件を満たしていれば、本事業の訓練に係る支援を「施設外支援」として基本報酬の算定に含めることができます。
- その場合、本事業の訓練に係る支援機関への謝礼については受け取ることができません（請求できるのはどちらか一方のみです。）。

社適を利用するメリット

1. 本人の状態に合わせた訓練ができる

週1日から、1日3時間から訓練が可能

2. 長い訓練期間

原則6ヶ月間、最長2年間の長期の訓練が可能

3. 「チェックシート」により期待される訓練効果

訓練中は「社会生活適応訓練事業 チェックシート」を毎月作成

4. ケース検討会議のスーパーバイズ機能

訓練の進め方、支援のポイント、訓練にあたって注意すべきことなどのアドバイスを受けることができる。

※ケース検討会議の構成員：精神科医師、障害者就業・生活支援センター、こころの健康相談センター、大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課上席調査役

問合せ先

社適の訓練を
利用したい！

協力事業所に
登録したい！

などなど...

社適に興味を持っていただきましたら、
ぜひお気軽にお問い合わせください！

(事務局)
大阪府 福祉部 障がい福祉室
自立支援課 就労支援グループ

電話：06-6944-9177

F A X：06-6942-7125

H P： <https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>



©2014 大阪府もずやん

🔍 大阪府 社適

就労系サービス事業所の皆さま

働くうえで必要な自己理解を深める 「発達障がい者のための就労サポートカード」をご活用ください!!

発達障がい者のための就労サポートカードとは

発達障がい者のための就労サポートカードは、障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を、面談などを通じて振り返りながら、働くうえでの強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するアセスメントツールです。主に、「得意・苦手を整理するシート」「セルフケアと配慮事項を整理するシート」の2種類で構成されています。

ココがポイント!!

このカードの特徴は、本人と支援者双方の考え（評価）を対比して書くようになっているところです。実習経験や面談での振り返りを重ねつつ、本カードを使用することで、双方の考え（評価）の差異を埋めながら、働く上で必要な自己理解や、支援者と本人の共通理解が深められるようになっていきます。

①得意・苦手を整理するシート

なぜ使うの？

就労場面での強みや、配慮が必要なことについて、本人と支援者が一緒に考えるために使用します。本人と支援者の認識（評価）に差異があれば、それを埋めながら本当に必要な配慮事項や強みを整理・検証します。

いつ使うの？

本人側：訓練や実習等を積み重ね、自身の作業（就労）経験がある程度話せるようになった段階で使用します。

支援者側：必ず、支援者としての基本的なアセスメントと、本人との関係性が、ある程度できた段階で使用してください。

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら一緒に作成します。

得意・苦手を整理するシート

作成日: _____ 名前: _____

長く続けられた仕事、好きだった仕事、ほめられたことのある作業は？

①好きだった仕事・得意な作業・うまくいっていること

なぜその作業が得意？得意な作業に共通することはある？

【自己評価】①に共通する作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照

自分自身が感じていること（自己評価）

すぐ辞めてしまった仕事、しんどいと感じる仕事、やっているときよく注意された作業は？

②しんどいと感じる仕事・苦手な作業・うまくいっていないこと

なぜその作業がしんどい？苦手な作業に共通することはある？

【自己評価】②に共通する作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照

支援者や会社の人が、感じていること（他者評価）

【他者評価】働く上で強みとなる作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照

上記項目はあなたが働くうえでの強みです。強みが活かせる作業や職場環境であれば、より働きやすいく感じたり、より自身の力が発揮できるかもしれません。

上記の強みをより多く・より長く発揮できるようにするために、自分自身でがんばれることや、会社をお願いすることがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、その効果を検証してみてください。

【他者評価】配慮や工夫があればできる作業の特徴や環境 ※記載項目例A参照

上記項目が②自分の頑張りや工夫のできることで、①場面によってできること、②まわりの配慮（サポート）があればできること、それぞれどれにあてはまるのか考えましょう。

②にあてはまるものがあれば、別紙2「セルフケアと配慮事項を整理するシート」を活用し、職場や実習先での実践を通して、その効果を検証してみてください。

続きは裏面へ

②セルフケアと配慮事項を整理するシート

なぜ使うの？

つまづきが予想されることや、うまくいっていないことへの対応策を考え、職場や実習先で実践し、その効果を検証するために使用します。

いつ使うの？

③④⑤は、特定の職場（実習先）が決まり、その環境や作業内容等が把握できた時点で使用します。⑥⑦は、その対応策を一定期間、職場（実習先）で実践したのちに使用します。

どうやって使うの？

面談等の中で、本人と支援者が話し合いながら、一緒に作成します。

〇〇〇〇〇〇〇〇 自分になるために、セルフケアと配慮事項を整理するシート

作成日（③④⑤）：

作成日（⑥⑦）

名前：

③苦手な（うまくいっていない・つまづきが予想される）場面

④自分でできること（セルフケア）

⑤会社をお願いすること（事業主への配慮希望）

↑記載項目例Bを参照

「得意・苦手を整理するシート」②に共通する作業の特徴や環境の中で、②まわりの配慮やサポートがあればできること

↑記載項目例Cを参照

実践できた？
実践してどんな変化があった？

実践できた？
実践してどんな変化があった？

⑥自分で行ったセルフケアの効果（配慮の目的と効果）

⑦会社（まわり）に協力してもらったことの効果（配慮の目的と効果）

職場や実習先での実践を通して考えた結果

自分自身が
感じていること
（自己評価）

支援者や会社
の人が、感じて
いること
（他者評価）

※「会社へ伝えたい」にチェックした場合は、「合理的配慮のための対話シート」を使って伝えてみてください

職場や実習先での実践を通して考えた結果

□検討した⑤会社をお願いすること（事業主への配慮希望）を、会社へ伝えたい

□検討した⑤会社をお願いすること（事業主への配慮希望）は、会社へ伝えなくてもよい

※「会社へ伝えたい」にチェックした場合は、「合理的配慮のための対話シート」を使って伝えてみてください

ココもポイント!!

エクセル形式で作成していますので、各機関で作成している既存の様式と併用するために、一部を抜粋していただく等、必要に応じて、加工、修正していただくことが可能です。

併用できるその他の就労支援ツール

○「合理的配慮のための対話シート」（H29.4 大阪府商工労働部就業促進課が作成）

障がいのある方と事業主が、働く上での配慮事項について話し合うために使用するシート。発達障がい者のための就労サポートカードを使い、合理的配慮のための対話シートに記載する内容を整理することができます。

○「精神障がい者の就労サポートカード」（H28.5 大阪府福祉部自立支援課が作成）

職場定着に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール。精神障がいのある方が、症状の波に気づくためのサインを状態別に整理し、その状態に応じて、本人や職場、支援機関が対処することを示した「定着支援シート」など。

昨年度に引き続き今年度も、就労系福祉サービス事業所等を対象として、サポートカードの周知及び活用促進を図るべく研修を実施する予定です。日程が決まり次第、市町村を通じたご連絡に加え、ホームページでも公表する予定です。

詳しい内容や精神・発達障がい者の就労サポートカード、合理的配慮のための対話シートの様式のダウンロードは大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

精神障がい者の就労定着支援を目的とした 「就労サポートカード」をご活用ください!!

精神障がい者の就労サポートカードとは

精神障がいのある方が働き続けるために何をどのように支援すべきかを検討の上、適切に対応していくためのツールとして、平成28年5月に大阪府福祉部自立支援課が作成いたしました。

ここがポイント!!

- ・企業と就労支援機関、医療機関が連携し、精神障がいがある方の職場定着支援を行います。
- ・障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することができます。

こんな場面でご活用いただけます

- 企業(雇用主)への「情報提供のツール」として
- 企業(雇用主)が困ったときに相談する「連絡先を明確にするツール」として
- ケア会議などで決まった「支援の方向性を可視化するツール」として

精神障がい者の就労サポートカードの作成・利用の流れ

実習開始

基本情報カードの作成

企業に就職

連絡先・定着支援カードの作成・利用

本人の状況を把握

睡眠不足や、集中力の低下などにより、業務に支障が出始めた際には対応が必要

企業から連絡する

企業は連絡先カードに記載されている支援機関の担当者に連絡し、ケア会議を開催

ケア会議を開催する

本人の状況を企業が聴き取りながら支援機関と支援の方向性を決定

引き続き支援を実施

支援内容を本人・企業・支援機関で確認し、引き続き支援を継続

ここがポイント！

「基本情報」
「連絡先」
「定着支援」
の3枚のカードを
場面ごとで
活用していきます。

詳しい内容や、サポートカードの各様式のダウンロード
については大阪府福祉部自立支援課内のホームページまで

大阪府 サポートカード



「大阪府 サポートカード」
でも検索いただけます!!

ご協力をお願い～活用事例の募集について～

現在、「就労サポートカード」の活用事例を募集しております。

今後の「就労サポートカード」の普及や改訂の参考とさせていただきますので、ご協力いただける場合は、大阪府自立支援課(06-6944-9178)までお申し出ください。